

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県中和土木事務所において閲覧できます。

平成三十年三月十三日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十九年十一月七日奈良県指令中土第五〇―九号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成三十年三月一日中土第六九―一一号

公共施設に関する工事の検査済証 平成三十年三月一日中土第七〇―四号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

橿原市地黄町九四番二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

生駒市東生駒一丁目二一五番地 ローレルコート東生駒一丁目四一九

奥田真敏

五 公共施設の種類、位置及び区域

水路 橿原市地黄町九四番二の一部